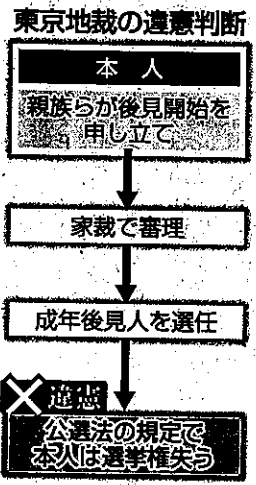


# 表層 層 深 権利剥奪 時代に逆行

## 「被後見人に選挙権」判決

### 自己決定を尊重 制度の見直し急務

財産を守るために成年後見人を付けた。そう願う障害者や認知症のお年寄りから、選挙権を一律に奪う公選法の規定を、14日の東京地裁判決は「憲法違反で国際的な潮流に反する」と断じた。障害者の権利擁護が世界的に進む中で立ち遅れ、利用者数も低迷する日本の成年後見制度。ハンデのある人が安心して暮らせる社会とは程遠く、制度の抜本的な見直しが急務だ。



公選法の成年後見規定をめぐる訴訟の判決後、「勝訴」の垂れ幕を掲げる支援者ら。14日午後、東京地裁前

「権利を守るという制度の趣旨にまで踏み込んだ画期的な判決だ」。日本成年後見法学会理事長で、中央大学の法学教授（民法）の新井誠教授（民法）は判決をこう評価する。

成年後見制度は2000年、認知能力が十分でない人の財産管理や契約を手助けするため、禁治産、準禁治産制度に代わって導入された。

判決は「禁治産制度ができた明治時代とは状況が変わり、高齢者や障害者の自己決定の尊重や、普通に生活できる社会をつくるという新しい理念で設けられた」と言及。選挙権を行使できる人からも権利を奪うのは「制度の趣旨に反する」と、時代遅れを指摘した。

欧州では、障害者への差別を禁止し、社会参加を促進する国連の障害者権利条約が採択された06年以降、選挙権の制限を見直す動きが目立つ。

フランスは07年、後見開始時に裁判官が個別に選挙権を維持するかどうかが判断されるよう法改正。欧州人権裁判所は10年、日本のように後見人の利用で選挙権を一律失うハンガリー

「憲法の規定を「欧州人権条約に抵触する」と判断。ハンガリーは昨年、憲法を改正した。条約批准も難しく、日本も07年に障害者権利条約に署名し、批准のための国内法整備を進めている。だが、条約は「投票や選挙の機会を確保する」と明記しており、訴訟の原告弁護団の一人、国学院大法学部教授の佐藤彰一教授（民事訴訟法）は「公選法の規定を前除しない限り、批准は難しいだろう」とみる。

成年後見の先進国とされ、日本が参考にしていたドイツ。人口の約1・6%に当たる約130万人が利用する。1992年には法律が全面改正され、後見人が付いても選挙権を一律に失うことはなくなった。

後見人の支援団体を運営するヨハン・エックスラーケ（Johann Eckslerke）は「投票権は人生に欠かせない権利。剝奪はナンセンス」と断じる。剝奪しないと、第三者が誘導して特定候補に投票させる不正が起きるとの国側の主張には「確かに不正はあるだろう。だが、そのリスクよりも、自己決定権の尊重の方がはるかに大切だ」と話す。

日本の成年後見制度は介護保険と同時に導入され、当時は「高齢社会を支える車の両輪」とうたわれた。だが、12年時点で認知症の高齢者が約300万人と推計されるのに対し、同年末時点で後見を受けている人は約13万6千人（最高裁集計）。人口の0・1%にすぎない。

一方、国民生活センタ―によると、認知症や知的、精神障害で判断能力が十分でない人が高価な商品を購入させられるなどの相談は毎年、1万件前後も寄せられる。

利用促進へ体制を新井教授は「日本は後見の必要の人に支援が届いていないと言いたい。選挙権を失うなどの権利制限や公務員になれないといった資格事由があることも、利用が少ない原因の一つ」と指摘。「国は資格事由をなくすとともに、判決を機に制度全体を見直し、裁判所と福祉を担う行政機関のネットワークをつくるなど、利用を促進するための体制整備を急ぐべきだ」と話している。